

令和2年度第1回公正採用選考人権啓発推進員 研修会における質問への回答

受講報告書にあげられた「公正採用選考」についての質問にかかる回答を掲載します。
同様の質問についてはまとめてありますので、ご了承ください。

【Q1】企業の選考基準は様々。採用後に企業が不利益を被らないような質問は許されるべきではないのでは？

【A】採用選考は「人を人としてみる」人権尊重の精神に基づいて行われなければなりません。

どのような状態の方が企業にとって不利益か推測しかねますが、あくまで、応募者の適正・能力が職務遂行の基準を満たしているかどうかを基準に採用選考を行っていただくことになります。

【Q2】入社後に健康診断を実施し重い病気が判明した場合、どのような対応をすれば良いのか？

【A】採用選考時には、なるべく業務内容の詳細を説明し、体力を要する業務であれば、本人に業務に就くことが可能かどうか、また自分の体力で業務に支障が出ないかを十分判断させることが重要です。

「できる」の判断に基づいて採用した後は、通常の従業員への対応と同じく、企業として業務内容の見直しや配置換え等を含め雇用継続に向けた取扱いを行ってください。

【Q3】応募書類に健康診断書を求めるのは問題か？

【A】血液検査等を含む健康診断の実施は、雇い入れた後の適正配置、健康管理に活用するためのもので、採用選考時には不必要な情報の把握につながる可能性から、就職差別の恐れがあるとされています。

【Q4】求人募集の時、「健康な方」ではダメか？

【A】何をもって「健康」と判断するか、受取り方が様々で曖昧な表現と言えます。

例えば早出、残業、出張等の内容、頻度等具体的に業務内容を明記し、できる人材かどうかの判断をしていただければと思います。

【Q5】趣味、クラブ活動、ボランティア・アルバイト経験等どこまで聞いたらいいのかわかりにくい。

【A】例えば趣味が「読書」であれば、「一日にどのくらい本を読むか」「読書を通じて知り得た事や、目標となるような事はあるか」と質問できます。クラブ活動やボランティアについても同様、「クラブ活動を通じてどんな成果が得られたか」「ボランティアを行う時、気を付けた事は？」というように、本人が感じていることを聞くのは問題ありません。

【Q6】採用の合否を伝えるため個人の連絡先を教えてもらっているが、これは違反になるか。

【A】高校生の応募書類（履歴書）には、個人の連絡先の記載欄がありません。なぜなら、学校を通じて合否の連絡をすることになっているからです。大学生等はJIS規格の様式も含めて、個人の連絡先の記載欄がありますので、逆に無記入であれば、記入してもらってください。

【Q7】自衛官、警察官、消防職員、運転手等の緊急時の夜勤等の対応や人の命を預かるような仕事の場合も、既往歴を聞くことは不適切質問となるか？

【A】公務員採用の場合、欠格事由として定められているのは刑罰の有無や国籍等にかかるものに限定されており、公正採用選考の基本的な考え方は同じです。

運転手においても、精神疾患（てんかん等も含む）の人に対して就職差別があってはならないと、道路交通法でうたわれていた病名も表記されなくなっています。しかし、一方で本人が病気を明らかにせず採用になった場合の罰則規定が設けられたりと厳格になった部分もあります。

【Q8】面接の際、受験者本人がNGな事柄を話し始めた場合はその会話を止めるべきか？

【A】不適切質問がされなければ、答えることはないとは基本的には考えますが、全く質問もしていないのに一方的に話し始めるのであれば、質問に対する確かな回答ができないという対応面での問題点と考えられないでしょうか。話の切れ目で「分かりました」と区切って、次の質問に移ったほうがいいでしょう。

【Q9】面接時にLGBTであることを告げられた場合。例えば、トイレの利用等、施設の整備ができず、意に沿えないことも出てくる」と説明しても良いか？

【A】企業の現状を正確に伝えて業務が可能かどうかの判断を本人にしてもらうのは問題ありません。

しかし、将来的に多目的トイレの設置や、ロッカールームの増設等LGBTを含めた多様な人材を受け入れる準備の検討を進めてください。

【Q10】受験者の交通費を支給する際、「出身地」の把握が必要となる。また、「尊敬する人物」とは「自分が将来なりたい理想像」と近く、判断が難しい。

【A】高校生の応募書類も大学等を含めた一般の履歴書も「現住所」で記載するようになっていきます。旅費を支給する際、「現住所でよろしいですか？」と確認されればいかかでしょう。

「将来どんな自分になりたいか」「将来の目標は何か」と質問することは問題ありません。「理想像」と聞くと対象者を挙げざるを得なくなるのではないのでしょうか。